

法令名	採石法 (昭和25年12月20日法律第291号 改正 平成27年6月26日法律第50号)
制度の趣旨	この法律は、採石権の制度を創設し、岩石の採取の事業についてその事業を行なう者の登録、岩石の採取計画の認可その他の規制等を行ない、岩石の採取に伴う災害を防止し、岩石の採取の事業の健全な発達を図ることによって公共の福祉の増進に寄与することを目的としている(法第1条)。
規制等内容	<p>1 登録制度(法第32条以下)</p> <p>(1) 概要 採石業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない(法第32条)。</p> <p>(2) 事務手続 登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない(法第32条の2)。 ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 事務所の名称及び所在地並びにその事務所に置く採石業務管理者の氏名 ③ 法人にあっては、その業務を行う役員の氏名 ④ 第32条の4第1項第1号から第5号まで及び第7号に該当しない者であることを誓約する書面その他の経済産業省令で定める書類</p> <p>(3) 業務管理者 業務管理者は、岩石の採取に伴う災害の防止に関し経済産業省令で定める職務を誠実に履行しなければならないとともに、岩石の採取に従事する者は、業務管理者がその職務を行なうために必要であると認めてする指示に従わなければならない(法第32条の12)。</p> <p>2 認可制度(法第33条以下)</p> <p>(1) 概要 採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、岩石採取場ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けなければならない(法第33条)。</p> <p>(2) 事務手続 認可を受けようとする採石業者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面その他の経済産業省令で定める書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない(法第33条の3)。 ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 登録の年月日及び登録番号 ③ 採取計画 上記採取計画には、次に掲げる事項を定めなければならない(法第33条の2)。 ① 岩石採取場の区域 ② 採取をする岩石の種類及び数量並びにその採取の期間 ③ 岩石の採取の方法及び岩石の採取のための設備その他の施設に関する事項 ④ 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項 ⑤ 以上のほか、経済産業省令で定める次の事項(規則第8条の14) (ア) 岩石の賦存の状況 (イ) 採取をする岩石の用途 (ウ) 廃土又は廃石のたい積の方法</p>
認可基準	都道府県知事は、第33条の認可の申請があった場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行なう岩石の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない(法第33条の4)。
認可手続	<pre> graph LR     A[申請者] -- ①申請 --&gt; B[総合県民局 東部県土整備局]     B -- ②照会 --&gt; C[市町村]     C -- ③回答 --&gt; B     B -- ④通知(認可、不認可) --&gt; A </pre>
照会先	県土整備部 河川整備課 管理担当(088-621-2571, 2627)